◆フルハーネス型墜落制止用器具取扱作業◆
特別教育テスト（Ⅰ：作業に関する知識）
解答・解説

１．〇：２ｍ以上の高所作業では、作業床を設けなければならないが、それが困難な場合には、**防網の設置、あるいは墜落制止用器具を使用して墜落の危険を防止しなければならない**。

２．〇：胴ベルト型の墜落制止用器具を使用していて、墜落すると腰部や腹部に多大な荷重が加わる。また、その際に身体が「くの字」になったり、ベルトのずり上がりにより胸部を圧迫する。

３．**×**：胴ベルト型墜落制止用器具での墜落時において、**耐えられる時間は、１０分程度である。**

４．〇：墜落時の身体への負担となる重大な要素は、腰道具を含めた作業者の体重、フックの取付位置およびランヤード・ショックアブソーバの長さと伸びである。

５．〇：高さ２ｍ以上の作業であって、作業床を設けることが困難な箇所でフルハーネス型墜落制止用器具を使用する場合には、特別教育を受講しなければならないが、木造家屋等低層住宅で**屋根面の勾配が６／１０未満の緩やかな場所は、作業床とみなされる**ため、特別教育の受講は不要である。

６．〇：親綱は、墜落制止用器具を取り付けるために重要であるが、支柱もしくは親綱取付用ピースなどに固定するとともに緊張器やターンバックル等によって緊張する必要がある。

７．**×：脚立足場や水平親綱システムでは、１スパンに２人以上が乗ることは禁止であるが、ローリングタワーは、安定性があり、強度が高いことから、２人以上乗ることが可能であり、左右の片方の面から同時に２人が昇ることができる。**

８．**×**：屋根等の高所にはしごを掛けるときは、はしごの先端部を**６０ｃｍ以上突き出さなければならない。５０ｃｍではない。**

９．〇：水平親綱支柱システムとは、「親綱」の他、「親綱支柱」および「緊張器」をいうが、親綱の点検では、ロープヤーンに切断がないか、型崩れがないか、さつま編み部が緩んでいないか、薬品・塗料が付着し硬化していないかなどを点検し、問題があったら廃棄する。

１０．**×**：緊張器の点検では、収縮機能に問題がないか、バネは正常か、錆はないか、変形はないかなどを点検するが、**リベットの摩滅については、１／２以上のものを廃棄する。**